

# 産業建設常任委員会会議録

平成31年2月22日

宮古市議会

## 平成31年3月宮古市議会 産業建設常任委員会会議録目次

(2月22日)

議事日程	1
出席委員	2
欠席委員	2
説明のための出席者	2
議会事務局出席者	2
開 会	3
付託事件審査(1)	3
付託事件審査(2)	14
付託事件審査(3)	16
付託事件審査(4)	17
付託事件審査(5)	18
付託事件審査(6)	23

## 宮古市議会産業建設常任委員会会議録

日 時 平成31年2月22日（金曜日） 午前10時00分  
場 所 議事堂 委員会室1

○

### 事 件

[付託事件審査]

- (1) 請願第3号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める請願
- (2) 議案第27号 宮古市手数料条例の一部を改正する条例
- (3) 議案第33号 市道路線の認定について
- (4) 議案第34号 市道路線の変更について
- (5) 議案第28号 宮古市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例
- (6) 議案第29号 宮古市水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

出席委員（7名）

佐々木重勝	委員長	藤原光昭	副委員長
小島直也	委員	佐々木清明	委員
伊藤清	委員	高橋秀正	委員
落合久三	委員		

欠席委員（なし）

---

説明のための出席者

付託事件審査（1）

紹介議員	坂本悦夫議員	紹介議員	畠山茂議員
請願者	岩手県労働組合連合会 副議長 高橋基君	請願者	岩手県労働組合連合会 事務局長 中村健君
請願者	宮古地域労働組合連合会 常任幹事 前川昌人君		
参考人	産業振興部長 菊池廣君	参考人	産業支援センター所長 下島野悟君

付託事件審査（2）

産業振興部長	菊池廣君	産業支援センター所長	下島野悟君
--------	------	------------	-------

付託事件審査（3）・（4）

参与兼 都市整備部長	小前繁君	建設課長	中屋保君
建設課長 管理係	刈屋巧君		

付託事件審査（5）・（6）

上下水道部長	中村晃君	経営課長	藤田浩司君
施設課長	三浦義和君	経営管理係課長	盛合義信君

---

議会事務局出席者

事務局長	菊地俊二	主査	小野寺泉
------	------	----	------

## 開 会

午前10時00分 開会

○委員長（佐々木重勝君） ただ今までの出席は7名であります。定足数に達しておりますので、これから産業建設常任委員会を開会します。本日の案件は、付託事件審査6件、説明事項4件となりますので、議事進行にご協力をよろしくお願ひします。

○

### 付託事件審査（1） 請願第3号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める請願

○委員長（佐々木重勝君） それでは、本委員会に付託された請願の審査を行います。請願第3号「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める請願」を議題とします。本日は、紹介議員の「坂本悦夫」議員、「畠山茂」議員、そして、請願の提出者である岩手県労働組合連合会から副議長の高橋基さん、事務局長の中村健さん、宮古地域労働組合連合会から常任幹事の前川昌人さんが出席されています。よろしくお願ひします。それでは、紹介議員の坂本議員より、請願の内容について説明をお願ひしたいと思います。

○紹介議員（坂本悦夫君） 改めましておはようございます。紹介議員の坂本悦夫と申します。今日はひとつよろしくお願ひいたします。大変恐縮ですが、説明のほうは、座らせてやらせていただきたいと思います。それでは早速ですが、「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充」という課題につきましては、これは産業建設常任委員会の皆さんは既に関心は高く、共通認識の上に立っていると思っております。私のほうからは、簡潔にお話をし、詳しくというか丁寧には請願者のほうから説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。そこで最低賃金ですが、問題はですね、最低賃金の絶対的な水準が低いと私は思っております。岩手の水準でいけば、1日8時間、月20日、20日間働いても、月収13万人に満たない水準です。そして、臨時とか、あるいはパートで働く人たちの中には、家計の補助ではなく、生計の担い手となっている人も少なくないのです。そういう人たちが、普通に働けば食べていける、普通に働けば安心した生活ができるんだというふうになっていかなければならないというふうに思います。それが最低賃金見直しの原点であるべきと思うのです。最低賃金は、労働者にとっては生活の土台です。適切な着地点を定めてほしいと願っておりますのでございます。簡潔ですが私は以上でこれぐらいにして、請願者のほうからですね、説明をいただくことにしたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

○委員長（佐々木重勝君） 中村事務局長。

○請願者（中村健君） 請願の提出者の岩手県労働組合連合会で事務局長を務めています中村と申します。今日は説明をする時間をとっていただきまして本当にありがとうございます。先ほど坂本議員のほうからもお話があったとおり、最低賃金の引き上げが本当に急務だと思っております。私たち岩手県労働組合、岩手労連を結成して30年になるんですが、一貫して最低賃金の引き上げの運動っていうのを重視をしながら取り組んできました。毎年、県議会ではこの趣旨での請願を提出をしてですね、県段階では毎年採択をされて組合の意見書が上げられているんですが、やはりこれだけ地域間格差が広がっている、また人口流出、とりわけ労働力の人手不足が深刻になっている事態をとらえて、やはり市町村の段階でも御理解いただきながら、国への意見を上げていくべきだというふうに思っております。今期は県内市町村のところの議会の皆さんにも、こういったことで請願をお願ひしているということが一つあります。先ほどお話もあったとおりで、貧困と格差が広がっていく中で、労働者の4人に1人が年収200万以下のいわゆるワーキングプアと言われますけれども、まともに暮らせない、

また不安定な雇用に就いているという状況の中で、この最低賃金制度をまともに暮らせる水準にしていくということが極めて重要なことになっているというふうに思っています。かつて前に市町村請願に取り組んでいた時にですね、2002年段階の頃に同じような取り組みをして、こういった説明をしたことがあるんですね。当時はやはりまだ、いわゆるパートやアルバイトの方達っていうのは、家計の補助的な働き方ということが多かったんですけども、今は本当にですね、いわゆる非正規での仕事しか就けないという方が非常に増えていって、賃金がまともに上がっていかない。そして、こう細切れの契約で不安定な状況になっているということが問題だと思っています。特に賃金の部分で言えば、この最低賃金というのをまともに暮らせる水準にしていくということが共通課題だろうというふうに思っているところです。それで、資料のほうをちょっとご覧いただきたいんですが、この署名用紙のカラーのチラシのところですね、どんどん広がる地域間格差というのが掲載されてます。表があるんですけども、2006年の段階では、最低の金額っていうのが当時610円だったんですね。東京が最高額なんですけども、719円ということでした。当時のこの地域間格差っていうのが109円だったんです。これ自体、私たち問題だと思わずっと最低のほうを底上げすべきだっていう運動をしたんですけども、その後、毎年どんどんどんどんその格差が広がってきていて、今では18年、最低額761円、これ鹿児島ですけども、761円、最高額が985円、東京で224円、ここまで広がってる、倍以上にまで広がってるんですね。1時間当たりで最低賃金がこのくらい差が開いてるっていうのは本当に深刻な事態だというふうに思っています。2010年の段階で、いわゆる政労使合意っていうのがされて、政府と労働者代表とそれから公益代表との間で最低賃金を大幅に引き上げていこうという合意がされて、いわゆる加重平均で1,000円目指すと。それから早期に800円を目指すということですね、この最低賃金引き上げが図られてきたということ自体は大変大事なことだったと思うんですけども、しかし経過の中で、むしろ地域間格差自体は広がってきてしまっているということがあります。そういった中で、今本当に深刻になってるのが人手不足の問題だと思ってるんですけども、やはり賃金低いところから高いほうに若い人中心に労働力が流れていってしまうという、いたし方ない事態だと思うんですね。そのことが、このままでは更に加速していってしまう。今自体加速してるわけですが、さらに加速されていくということと併せて、この格差が固定されていってしまうということが深刻だと思っています。ですから、私たちは、最低賃金は地域間格差を是正させていくべきだ。むしろ全国一律の最賃制を目指すべきだっていうことで運動を展開してきているところです。従って、今回の請願の主旨としては最低賃金をそもそもまともに暮らせる水準に大幅に引き上げるということで意見を国に上げていただきたい。併せて、全国一律最賃制の確立など、この地域間格差を是正をさせる施策ということを進めていただきたいということをぜひですね、意見として上げていただきたいということが大きな主眼になってきます。その際にやはり中小企業の皆さん大変ですよ。やっぱりね。まともに事業継続していくということもですね、今復興に向かっていく中でとりわけ被災地は大変だという事態だと思っています。そういう中で、中小企業への支援策っていうものを抜本的に拡充する必要があるというふうに思っています。そのことも3番目のところで強調していることです。いわゆる社会保険料負担の減免制度などというふうにも書いています。いわゆるよく減税するっていうのはやり方などがあるわけなんですけども、利益を上げて税金を納めている企業にとっては減税って効果的なんですけれども、なかなかそういうことになっていない事業者の皆さん、御苦労されるわけです。社会保険料の減免というのは、ほぼ全ての社会保険に入っている事業者にとってはかかわる部分ですので、非常に効果的だというふうに言われています。フランスでそういった大規模な、そういった制度を行いながら最低賃金の底上げというのを図ってきているということがあります。是非そういったことも含めてですね、御検討いただきながら抜本的な拡充をしてほしいと

いうことですね。そして4番目のところはですね、やはり大企業で言うと、優越的な地位の濫用、代金の買いたたき、支払い遅延等などありますけれども、いわゆる下請法とのかかわりです。全体の最低賃金上がってくる中でいわゆる大企業やですね、上のほうからの圧力で結局下請けのところでは御苦労されるってことが、現在でも深刻な事態としてありますのでね、そういった引き上げ、最低賃金の引き上げに伴ってそういう圧力が強まることが予想されますので、そういったことにならないように公平、適正なですね取引関係が行われるような法改正等も強めていきながらですね、取り組むべきだということで4番目も付加させていただいているということでもあります。是非ですね、今の最低賃金の深刻な低さっていうこともちょっと見ていただきながら御審議いただきたいと思ってます。この表の最後の4番目のところにそのことが少し触れていますが、では、最低賃金ってどのぐらいの水準というのが本当に必要なんだろうかということを私たちも調査をしてみました。マーケットバスケット方式といいまして、必要な物を積み上げていくと大体1ヵ月でどのくらい必要なかっていうことを静岡県立大学の中沢先生に監修いただきながら調査をいたしました。そうしますとですね、関東地方で調べても、東北地方で調べても、全国どこで調べても概ね最低限必要な額っていうのは実はそんなに変わりがないんだっていうことが明らかになってきました。この表では、秋田県 21 万 6 千何某というふうにあります。岩手県の場合ですと、この同じ調査で 22 万 8 千円というふうに出たんですね。埼玉で 24 万、静岡で 24 万、福岡で 22 万、おおむね 22 万から 24 万というところに大体収まってくるということなんです。どういうことかと言いますと、いわゆる関東圏家賃が高いでしょうというふうによく言われます。ですが、公共交通機関が発達しているので車がなくても、仕事をしながら生活するっていうことは可能なんですよね。ところが東北地方の場合は、なかなかそうはいかない。車がないと、いわゆる働きながら生活してることができないということがあって、結局行って来いで車の維持費等で最低限生活していく分には東北のほうもそれなりの負担が必要だという結果が出るんです。ということで、最低限本当に必要な額っていうのは実は全国そんなに格差がないという中で、最低賃金の制度自体は大きな乖離が出ていること自体がそもそも問題だと。ですから絶対額の水準が低いこと、そして格差が拡大していること、このことで捉えていただきながら大幅な引き上げと格差の是正っていう点ですね、是非御理解いただいて進めていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○委員長（佐々木重勝君） あとはよろしいですか。高橋副議長。

○請願者（高橋基君） 岩手労連副議長で岩手生協労働組合の執行委員長しております高橋と申します。どうぞよろしく願いいたします。座ってお話をさせていただきます。岩手生協ですので地元にも今 4 店舗のお店を構えさせていただいております。そこで働いている労働者の代表という形で取らせていただいておりますけれども、岩手生協では、今、7割ほどがパート職員、アルバイトということですね、非正規というくくりの中での暮らしを、働き方をしております。その中でも、やっぱりどうしても家計の補助ではなくて主たる生計者としてですね、働いているパート職員も以前よりもですね大分増えてきてるっていうのが実態です。そういう中で、この私たちは全国一律っていうのを求めておりますけれども、岩手県の最低賃金ですと今 762 円になっておりまして、これを月額に直すと約 13 万ちょっとぐらいにしかならないんですね、ここからですね社会保障だとか、税金だとか、さまざまなものを引くと実質は手取りで家賃も引いていきますと約 7 万から 8 万ぐらいですか。暮らせないっていうふうな状況になります。いろんな借金だとかも含めて考えていくと本当に生活するのが大変だということがですね明らかになってきております。先ほど中村のほうからもお話ありましたように、全国どこで暮らしても、22 万ぐらい必要だというのが明らかになっている中で、全く 13 万では足りないっていうのが実態です。そういう中でですね、本当に大変だという声が大きくなってきています。また、お隣の秋田県のほ

うでは同じような議会請願をしております、市町村段階です、この請願がですね大きく広がってですね採択されているという流れもあります。やっぱり地方の中では人口減少が本当に深刻な問題になっております。岩手生協の職場でもですね、人手不足が深刻でございますので最低賃金を上げて、そしていかなければいけないというふうに思っています。最低賃金が、その非正規の人たちだけの問題ではなくて、公務員をはじめとした大卒初任給だとかそういったところにもですね反映していて、その格差がですね、東京と大分広がってるといっても明らかになってきていますので、このボトムの引き上げ、最低賃金の引き上げというのは、地方にとっても喫緊の課題だなというふうに感じておりますので、ぜひ皆さんの御協力で請願を通していただければというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（佐々木重勝君） 説明が終わりました。これより、請願第3号に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。どなたかありませんか。佐々木委員。

○委員（佐々木清明君） おはようございます。今も縷々説明がありまして、請願に関しては一応賛成の立場ですけども、中小企業というのは法人税では1億円以下ですがね。それで、製造業とか運輸業かな、建設業等については資本金が3億円以下で従業員が300人、卸業が資本金は1億円で従業員が100人以下、サービス業は5,000万円で100人以下、小売業は5,000万円で50人以下。確かに私はそのように理解はしてますけども、今の説明で2行目かな、消費支出の減少が続けていますと。この雇用の流動化が推し進められ、これから先もこのような状態がますます激しくなるのではないかなあと感じてましたんで、その辺をどのように考えおるのか。今現在は4割かな、5割に達する可能性もあるわけで。その辺をどのように考えているのか。

○委員長（佐々木重勝君） 中村事務局長。

○請願者（中村健君） ありがとうございます。雇用の流動化のことですよね。現在、やはり終身雇用がですね、ずっとこの間、大企業を中心に是正をされてきてますかね、見直しがされていく中で、いわゆる成果主義的ないわゆる雇用管理体系というのが進んでいく中で、さらにこの流動化政策進んでいくというふうに思っています。政府もどちらかといえばそういった方向に持っていこうとしてる中ですので、ますますいわゆる正規雇用と言われる方っていうのがもっと減らされていく。そういった中で、いわゆる非正規雇用の人たちがうんと増えていく流れになってくるだろうというふうに思っていますので、そのこと自体、どう歯止めかけていかってというテーマ別途あるにしても、まともな、やはりですね、最低賃金の引き上げですとかセーフティーネットのところをどうしっかりさせていかってというのは、ますます大事になってくるだろうというふうに思っています。

○委員長（佐々木重勝君） 発言にあたって御協力をお願いしたいと思います。この場においては、あくまでも質疑の場ですので賛否を表明するのはまだちょっと早いと思いますので、その辺を踏まえて質疑をお願いいたします。佐々木委員。

○委員（佐々木清明君）

確かにこれ労働組合ということで労働組合のほうの請願ということですけども、やっぱり企業がある以上は会社があるわけです。会社でもやっぱりいろんな経営、自分たちでやっぱりこのぐらい給料払えば何とかやっていけるというような経営状況等もいろいろ会社側では考えていると思うんです。非常にこの、どこかに書いてあるけど1500円まで上げるというような感じで書いてありましたけども、ちょっとやっぱりこれ会社側との交渉等もやっぱり常に必要ではないかなと思ってましたけれども、その辺どうでしょう。

○委員長（佐々木重勝君） 中村事務局長。

○請願者（中村健君） ありがとうございます。このチラシ自体はこういった運動しますよ、ってことの紹介なん



ですね。最低生計費から割り返せば、やっぱり最低限必要なのは 1500 円くらいになるでしょうっていうそのそういう理屈で目指そうというのです。ただ、今すぐね、1500 円っていうのはまず不可能でしょうというふうに私たちも思っているんです。ですから、中小企業の皆さんにも、やはりご理解いただきながら、やはり賃金を底上げして行って、地域経済自体が発展していく、そういったようなサイクルをつくっていくというようなことを重視しながらですね、ご一緒に進んでいけるような形が望ましいかなというふうに思っていました。そういうわけで私たちも最低賃金の底上げを求めると同時に、中小企業の皆さんへの支援策を抜本的に拡充していくということが大事だと思っていますし、そういった運動も強めて進めてきているということです。

○委員長（佐々木重勝君） 藤原委員。

○委員（藤原光昭君） この請願の要旨、趣旨これ十二分に理解をいたします。それぞれこの文章読んでやると全くそのとおりだなというふうには思うんですが、今、佐々木委員もおっしゃったとおり、最低賃金、本来であればこの趣旨のとおり全国一律になれるのであれば、もう法律になれるんではこのくらいいいことはない。あと言うことはない。が、しかし、今までの最低賃金法というのはこれはやっぱり都道府県ごとに、それぞれ今佐々木委員がおっしゃったように政権もその事業者の賃金支払いのこともあるし、経営のこともある。だから、それぞれ中小企業は特に地方に多い。特に地方に多くても、また都市部にあっても大企業からの下請、中小企業が多い。そういうことを考えると非常にこのとおりなんです、本当に支払える能力という部分に行くと非常にここら辺は厄介なもんだなというふうには思うんですが、何を聞きたいかといえ、そういう最低賃金法というものがある。その中で、最低 1000 円、この 1000 円の平均の最低賃金を設定をということなんです、それで初歩的なことを聞きます。本当に初歩的なこと。ここにワーキングプア、私のわかったつもりでいるんです。これはやっぱりパート、アルバイトを含めて労働は正社員、正職員並みに働いているがゆえに、賃金はそれに見合っていないというものだけを指しているものをワーキングプアっていうものなのか。アルバイト、パートタイマー、パート、そこら辺の兼ね合いもどのようなあれがこのワーキングプアと称されてるあれに含まれてるのか。ここちょっと初歩的ですけども、わかったつもりですがわかんなくてでわかったふりするのはあまりよくねえんでねえがと思うんで理解するために聞くんですが、そこら辺、説明をお願いします。

○委員長（佐々木重勝君） 中村事務局長。

○請願者（中村健君） ありがとうございます。ワーキングプアのことですね。前文のところにも若干触れていましたが、年収 200 万以下のワーキングプアって表現しています。いわゆる 8 時間労働をきちっとしているにもかかわらず年収では、200 万に到達しないといったような働き方をしてらっしゃる方を一応ここではワーキングプアというふうに言っています。独立自立をして生活を営むのが困難な水準、また結婚をしてですね、社会的な生活を営んでいくことがやっぱりこの水準では困難だというふうに言われていますので、こういった方達が増えていっていること自体がこの社会問題になってるということで捉えています。以上です。

○委員長（佐々木重勝君） 藤原委員。

○委員（藤原光昭君） 言ってることわかります。それで、ちょっとこの文章、これまで全国的っていうか岩手県それぞれの議会にも提出しているということですが、今ここでそれぞれ説明者から、ここ、これこういうことを聞いていいのかどうかあれですが、管内という部分では聞くというのは違うのかな。管内の実態はというのはこれは別かな。全体のことに限って、管内がどういう状況だかというのはここでは聞くのが適当ではない。

○委員長（佐々木重勝君） 次に参考人からのあれもありますので、次にお聞きしていただきたいと思います。そのほかございませんか。落合委員。

○委員（落合久三君） 請願者の方は盛岡から多分朝早く来たと思います。御苦労さんです。いくつかせつかくですので、この請願の趣旨をきちっと深めると、理解を正確にするという意味合いを込めていくつかお聞きします。一つはですね、私の理解では最低賃金をどういうことを基準に決めようとしているか。決めてきているか、国も地方も。大原則は、生計費が、生活していく上でどのぐらいのお金がかかるのかっていうこの生計費が、調べますと各国でもそこが大原則になってるはずなんです。ところが、日本の中央最低賃金審議会委員の。間違いました。最低賃金法の第3条をちょっと私も読んだんですが、他の国と全く違う基準が二つあります。一つは、類似の、例えば私が、小売店で稼いでると。類似の似たような職種で働いている労働者の給料も参考にすると。類似の労働者の賃金を参考にすると。それからもう一つはですね、払う方、給料払う側の支払い能力、これも勘案すると。これは他の国にはないんですよ。ということが大きい違いとしてあると思うんですが、請願者は、その点はどういうふうに受けとめているのかっていうのをまず聞きたいです。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員。

○委員（落合久三君） 決して意地悪な質問ではないんですが、いや、今までも県道なんだから無理くり市道に認定しなくてもどうぞ引き続きやってくださいって、宮古市がそういう返事をすれば何か重大な問題でも起きるんじゃないか、という意味で聞いてます。

○委員長（佐々木重勝君） 中村事務局長。

○請願者（中村健君） ありがとうございます。委員おっしゃるとおりですね、日本の最低賃金法の大きな問題点の一つがそのことだと思っていました。とりわけ事業の支払い能力ということが入っているっていうのが大きな特徴になってるんですね。この間中央最低賃金審議会での議論の状況を見てますと、いわゆる第4表っていうのがあってですね、その中でいわゆる中小企業の実態っていうのが報告必ずされるんですよ。そのこととの関係で、どうしてもその実態に引っ張られて議論になっていくっていうのがあって、低い水準に低い水準に、っていうふうな議論になってしまっていて、本来あるべき水準がどこにすべきなのかという議論がされないっていうのが日本の最低賃金の法体系の弱点だというふうに思ってます。そういうことがあったがために、生活保護を下回っているっていう問題になった時期がありますよね。やはり生活保護を下回る事態になってもそこを超えられない、最低賃金審議会の中でそのこと自体が議論されなかったという経過がずっとあって、2010年のちょっと前の時期によくその点が捉えられて、最低賃金法の中に生活保護の水準を考慮するということが入ったんですけれども、入ったんですけれども、それで、せめて上回るような努力がされてきたということ自体大事なんです、いわゆる事業の支払い能力っていうところ自体は温存されてるんですね。そういうわけなので、そのことがあっていわゆる地域間格差が広がっていく要因になってしまっていると思います。おっしゃるとおり、地方、とりわけ地方のほうが中小企業が多いということもあってですね、どうしてもそっちの方向引っ張られて、いわゆる地方は低いままで温存されてしまうというような構造になってしまっているということだと思えます。ここはやっぱり大きく変えていく必要があると思ってるんです。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員。

○委員（落合久三君） 2つ目にお尋ねしたいのは、最低賃金を定める日本の場合はそういうほかの国と違うところがあるっていうのは、これをよしとするのか、問題だと思うのかいろいろあると思うんですが、私は問題があるなとは思いますが、それにつけても最低賃金法でも第1番目に生計費をやっぱり軸にするって、これはもうそれを抜きには考えられないわけですが、生計費のとらえ方なんです、請願者は冒頭の静岡大学の先生が最低賃金についてはもう何十年と系統的に調査研究している方のお話をされましたが、お聞きしたいのは、生計

費、私も娘が東京で長いこと稼いでいた実感からいってもね、いや、確かに家賃は狭いけれども6万も7万もつていうのはちょっとやっぱり大変だなあと。だけれども、磯鷄で、私の住んでる磯鷄で最近建ったアパートはちょっと格好いいアパートでね、風呂も立派だと。そういうところはもう6万5,000円とかね、そういうのもいっぱいあるんですよ。古いのは別ですよ。そういうのを見聞きすると、実感として首都圏、大都市圏でかかる生活費、生計費と宮古でかかる生計費が1.5倍も2倍も違うっていうふうにはとても思えません。学費は別です。授業料とかね。そういうのはちょっと別なんです。そこで、お聞きしたいのは、この生計費これをどういうふうに捉えるかによって違うと思うんですが、冒頭触れた首都圏、大都市圏と地方では、確か実際には20万ちょっとぐらいお金がないと生活は大変でないかっていう趣旨のことが言われたんですが、現実には、触れられたように最低賃金の格差は広がる一方だと。2005年は109円の違いだったのが2018年は224円広がってると。本当にそれだけ東京で生活するのと磯鷄、宮古で生活するのと倍も生計費違うのかなっていうところの捉え方をもう一度、思うところをしゃべってほしいんですが。

○委員長（佐々木重勝君） 高橋副議長。

○請願者（高橋基君） ありがとうございます。委員おっしゃるようになりますね、東京とこの宮古のですね暮らしていく中で、生計費どれだけ違うのかっていうことを疑問に思うのは、そのとおりでというふうに思っています。特にですね、家賃についてですけども、東日本大震災以降ですね賃貸のアパートだとか、そういったところも含めていろいろ被災したこともあってですね、リフォームをしたりだとか、また新たな需要ということで、新たな住宅設備が建設をされてきております。そういう中、実は特に沿岸部を中心にこの家賃が非常に急激に上がっているというのが今の沿岸部の実態です。盛岡だと、私は今盛岡のほうで暮らしておりますけれども、宮古のほうから盛岡に移って暮らしておりますけれども、今3万6,000円の家賃のアパートに住んでおりますけれども、沿岸のほうで、この3万だとか4万のアパートを探すっていうのは本当に一苦勞になってきております。やっぱり5万、6万のアパートっていうのが普通になってきていて、東京のほうでもそのくらいのアパート探す気になれば探せる。そういうことでいうと、特にこの沿岸部というところでは家賃も上がっているというのが実態かなというふうに思っています。では、仕事に通う場合にじゃどうするのかっていうことになりますけれども、東京のほうだと地下鉄、バス、電車等がですね発達しておりますので、東京23区であれば、近いところでですね、170円ですか、今。ぐらいでどこにでも行けるわけですけども、宮古のところではですね、やっぱりどこに行くにもやっぱり車が必要になります。それも一家に1台ではなくて2台、3台っていう、そういう時代になってきている中で、維持費含めると本当に大変だというのが明らかになってきています。そういう中では、やっぱりどこで働いてもですね、同じくらいの家計費がかかるっていうのが私たちの調査の中で明らかになってきていることですので、本当に私たちは、この全国一律っていうのを主張しているところでございます。そういうことでですね、その実態をぜひ捉えていただきながら、やっぱりその賃金の高いところに人は流れるっていうのは当たり前のことだと思いますので、それを食いとめるためには、全国一律でこの最低賃金をできるだけ近づけていくということが、当面は必要かなというふうに思っております。以上です。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員。

○委員（落合久三君） ありがとうございます。最後です。私が10年ぐらい前に末広町で、その街頭宣伝をしているときに、この最低賃金のことをしゃべったら、ある経営者が終わってからかなり大きい声で落合さんが言うのは理想だ。そう怒鳴られたんですよ。俺らにはそんないっぱい給料出すほどの余裕はねえんだ。何そういう足元も見ないで理想ばかりしゃべるな、とかって怒られたの今でも覚えてますが、実際に請願のその趣旨に中

小企業支援の拡充がセットで請願されているのが私は一つのポイントだと思うんですが、そういう素朴な中小企業の経営者の疑問、実態についてはどのようにお考えですか。

○委員長（佐々木重勝君） 中村事務局長。

○請願者（中村健君） ありがとうございます。本当におしゃるとおりですね、中小の事業者の皆さん、本当に御苦労されている実態だというふうに承知をしているところです。であればこそ、そこをどう打開するのかっていうことを私たちは考えるわけですが、労働組合ですからね、賃上げということもちろん言います。なぜ言うかっていうと、やはりその賃上げして、その地域の中で消費購買力を高めていって地元の事業者の皆さん自体潤っていくって、そういう中で地域の経済が発展していくっていうことが最も望ましい姿であると思っ  
ているんですね。そういう観点でやっぱりこう賃金の底上げっていうのは大事だというふうに思っています。その最低賃金の引き上げってことは、そこに資する本当に効果的だというふうに考えているんですね。ただそれをどう実現していくかっていう点で、やはりその中小事業者の皆さんの支援策っていうのは大事だと思っ  
てます。今、業務改善助成金というのが労働局のメニューとしては助成金あるんですけども、これがですね規模が小さい上にですね、使い勝手が対象が狭いって意味で使い勝手が悪いということで非常に問題視されていて、この間、厚労省も努力しながら改善したりですね、また改悪したりということを繰り返してるんですね。だから彼らも問題認識してるんですけども、ああいった部分的な支援策ではなくて、もっと抜本的にですね直接手を入れるような、そういったような改善っていう方向に舵をきるべきだというふうに私達思ってるんです。そうしたことを実は事業者の皆さんとご一緒にですね運動できると本当一番望ましいなというふうにする思っ  
ているんですが、まず私たちとすれば、今回期待してるようなことでの抜本的な拡充をということですね、ぜひ前に進んでいくということが大事だというふうに考えているところです。

○委員長（佐々木重勝君） 高橋副議長。

○請願者（高橋基君） 確かに企業の経営する方達にとっては本当に賃金が上がっていく、そこをどうやって支払  
っていくのか非常に悩ましい部分だとは思いますが。私達は特にですね、この賃金を上げることによって、地域の  
経済を立て直すということが必要なんだろうなっていうふうに考えています。そのためにも、最低賃金を引き  
上げることによって、労働力を確保すると今の経営者の皆さんとも懇談をさせていただいておりますけども、  
本当に経営者の人達もですね、人手不足が大変だと採用をなかなか進まない、特に中小企業の人達はどうして  
も就職先になると名の知れた大企業だとか、有名なところにばっかし行ってしまっ  
てなかなか地元の企業にな  
かなか入ってくれる人がいないというやっぱり声も聞かれております。そういった部分で、最低賃金だとか賃  
金を引き上げることによって、この地域の経済に貢献をして、そこで働きたいという人達を増やしていく  
ということが本当に大事ななというふうに思っていて、私達は地域活性化大運動ということで取り組んでおり  
ますけども、こういった賃上げをすることによって、地域の経済をコウテイしていく、先ほどもお話ありまし  
けども、個人消費が伸びてないっていうのが、この国の今の問題点だというふうに思っています。この個人消費  
を伸ばすことによって、内部のですね、内需を拡大していくということが、大事ななというふうに思っています。  
そのためには、消費者、働いている人達が地元にお金を落とすということですね、やっていくためにも最低賃  
金引き上げ、賃金の引き上げというのが大事かなというふうに感じております。以上です。

○委員長（佐々木重勝君） ほかに質疑はございませんか。高橋委員。

○委員（高橋秀正君） 今の高橋さんの地域の経済に直結するよと、それはその通り。私もそう思います。デフレ  
が続いてる中、中小企業は利益が上がんねえと。そういう中で賃上げをしてくれということなんですが、請願の

文書にもありますが、先ほどの説明の生協では7割の方がパートだよと。パートでも時間を区切っている人が多いよということなのですが、これには財政上の問題が大きくあると思うんですよ。奥さんが働くことによって、それからもう一つは、中小企業への運動っていうか、取り組みっていうか、国に対して助成、あるいはどういう中小企業の税制改正をしていくんだか。そういうのが大事でないかなと思っております。そっちが解決しねえ結局は何回やっても同じことでねえがなど。毎年毎年出しても同じことでねえがなど。そっちの運動はどうなってんのが最後そこを聞きたいと。

○委員長（佐々木重勝君） 中村事務局長。

○請願者（中村健君） ありがとうございます。本当に中小企業支援策拡充、大事だと思ってます。私たちも最低賃金の引き上げを求める運動ということで、中央省庁の要請行動を毎年行っています。また、そのいわゆる中小企業支援策についてもですね引き上げの取り組みということで取り組んできています。実は、先ほど申し上げた業務改善助成金という制度、私達がですね最低賃金を大幅引き上げを求めていく中で、そういったような抜本的な中小企業支援策をつくるべきだということで強めた時期があつてですね、そういった中で、実はちょっと実現をしていった制度だというふうに考えて。全労連っていう全国組織に所属してますので、そういったところの中で求めていく中でですね、そういった制度も作らせてきたというふうな自負も実はあります。実は、ちょっとまだそれではね不十分だということ、もっとさらに強めていきたいというふうに考えています。そういった県に対してですね同じような要請していく中で、県には実は国に対して意見を言うのと同時に、県としても、県単ですね。県独自の制度を制定とか中小企業支援策を充実すべきだということを求めています。毎年その中身も採択をされてきています。そういう中で、実は中小企業振興条例ですとか、いわゆる公契約条例というのも県のところでも作ってきていただいて、まだまだ不十分でありますけれどもそういった前身をつくってきてるなというふうに思っています。是非ですね、更に大きな広い御理解いただきながら一緒にですね、支援を強めていくっていう支援策を強めていく、そういった運動にしていきたいなというふうに考えているところです。

○委員長（佐々木重勝君） 高橋副議長。

○請願者（高橋基君） 中小企業への支援ということですが、今の制度では確かに限界があつて、先ほどもお話があつたように使い勝手が難しいということもありますけれども、こちらの先ほどご覧いただいた署名の表のほうに書いてるんですが、最低賃金引き上げのための中小企業への支援、本当にほかの国に比べると少ないというのが実態です。フランスでは2兆2800億円、この中小企業の支援をしているわけですが、一方日本のところはですね87億円にしかなくて。本当に中小企業への支援っていうところがですね、脆弱であるというふうに私たちは考えています。国の責任で最低賃金引き上げのためのですね、支援措置をやったりやっていくべきだというふうに思っています。現行の業務改善助成金等の改善もございまして、社会保障の負担減、税の減免制度もそうですし、直接中小企業の人達が、このくらいあれば、最低賃金引き上げられるよね。支払い能力だけじゃなくて、そういった担保することによって引き上げは可能だということに考えています。いろいろ国の中でもですね、今財政的にも大変だということもあると思いますけども、やっぱりそういった国の責任でやっていくということも必要ではないかな。中小企業の経営者の皆さんも安心して引き上げて地域の経済を広げていくということに踏み出す一歩になるのではないかなというふうに考えております。

○委員長（佐々木重勝君） そのほかに質疑はございませんか。他になければこれで質疑を終わります。紹介議員及び提出者は退席をお願いいたします。

- 委員長（佐々木重勝君） 本日は、参考人として市当局より、産業振興部長、産業支援センター所長に出席をいただいております。請願の審査に当たり、参考として確認したい事項などがあれば挙手願います。小島委員。
- 委員（小島直也君） 業務改善助成金を宮古管内ではどのような企業の方々が助成を受けて、活用して、最低賃金をアップに努力なさってるか、その辺を少しお聞かせください。
- 委員長（佐々木重勝君） 下島野産業支援センター所長。
- 参考人（下島野悟君） 産業支援センター下島野です。国のハローワークの事業というふうに捉えておりますけれども、内容、実績等については把握しておりません。
- 委員長（佐々木重勝君） 菊池産業振興部長。
- 参考人（菊池廣君） 付け加えて申し上げれば、いろいろな助成金そのとおりにございますけれども、ハローワークのほうで各事業所のほう紹介して新規雇用に対してのトライアル雇用の助成金だとか、そういったいろいろな助成金を使って助成しておりますので、最低賃金が引き上げになった、それに対して助成金っていうよりは、全体の雇用に対しての助成金をやって底上げを図ってるという認識ではあります。具体的な数字はちょっと今把握しておりません。
- 委員長（佐々木重勝君） そのほかどなたかありますか。藤原委員。
- 委員（藤原光昭君） それではさっきの続きになるわけですが、この宮古管内のワーキングプアと称される実態はどのくらいですか。わかりますか。
- 委員長（佐々木重勝君） 菊池産業振興部長。
- 参考人（菊池廣君） 申し訳ございません。この200万以下のワーキングプアというような実態っていうのは、統計とかそういったのもちょっと取ってないんで、実態はうちのほうでも把握しておりません。ただ、最低賃金の現在762円ということで取り上げておりますけれども、ハローワークの求人情報とか見ますと、やはり最低賃金のラインで推移している事業所はそのとおりがればそれに合わせて上げるっていうようなところで、プラスアルファを必ずやってるところはそれに合わせてまた上がってるっていうような状況ということだけの把握にとどまっております。
- 委員長（佐々木重勝君） 下島野産業支援センター所長。
- 参考人（下島野悟君） 付け加えまして、ハローワーク宮古、宮古職業安定所のほうからの月に1回、賃金求人等の情報が出ております。その数値を御紹介申し上げたいと思います。直近の新しいデータとしましては、昨年の12月分でございます。それで、常用雇用者の求人の平均賃金というのがございまして、フルタイムが宮古管内が19万1000円でございます。あとパートのほうは880円というデータというふうになっておりますので、付け加えさせていただきます。
- 委員長（佐々木重勝君） その他ございませんか。藤原委員。
- 委員（藤原光昭君） 今のパートタイムとフルタイム、話しされたわけですが、そうすれば俗に言うワーキングプアっていうのは、パートタイムとは別で、フルタイムっていうのは正規職員社員、非正規職員社員とパートとの、これ切り離すというふうに受け取ればいいのか。ここちょっと、さっきもそれでわからなかった。
- 委員長（佐々木重勝君） 下島野産業支援センター所長。
- 参考人（下島野悟君） 先ほど私が申し上げた数字については、正規、非正規の区分ではございません。常用ということで、期間の定めのない等働き方をされている方。ただ、あとは1年以上雇用されている方。それは正規、非正規問わず、という方々の常用雇用者の平均賃金ということのご紹介でございました。

- 委員長（佐々木重勝君） 藤原委員。
- 委員（藤原光昭君） それで、繰り返しますが、そうすれば総じてワーキングプアというような、さっきもしゃべったパートもその一切を含まれたのをワーキングプアって言うわけですか。全部パートタイマーまで。
- 委員長（佐々木重勝君） 菊池産業振興部長。
- 参考人（菊池廣君） 働いている人を非正規正規を問わずに。問わずです。なので、ここで多分請願があったのは、正規職員でも最低賃金で 762 円でやっていくと年収が 200 万以下になるんで、そういう人たちは、雇用環境はちゃんとあっても、200 万以下だからワーキングプアだよ、っていう意味での説明だと認識しておりました。
- 委員長（佐々木重勝君） 藤原委員。
- 委員（藤原光昭君） 私もワーキングプアの定義は今言ったことかなと思ったんですけども、それさつけて宮古って言ったんですが、このパートっていう部分だから、そうすれば宮古管内で今言った私が理解してたとおりワーキングプアというのは、実際に宮古管内、そういうのはわかりませんか。そういう詳しいこと。
- 参考人（菊池廣君） 一番最初に申し上げましたとおり、ちょっと統計とか取ってないんでその数字のほうはちょっと把握できておりません。
- 委員長（佐々木重勝君） そのほか。伊藤委員。
- 委員（伊藤清君） 非正規雇用とパートとありますけども、あえて非正規を選んでる方もあると思うんですが、その実態はどのようになっていますか。わかりますか。そういったの、安くていいよっていう人もあれば、高いところを何か所も駆け持ちながら働いてる人もあると思うんです。そういう実態もあると思うんですが、その辺は。
- 委員長（佐々木重勝君） 菊池産業振興部長。
- 参考人（菊池廣君） 同じようにちょっと統計的な数字はないんですけども、なぜそういうような雇用になるかという、いろいろなお話を聞くと、やはり御主人のほうの扶養者、所得収入の関係で、勤めてても扶養者になれる要件を満たしたままある程度の給料を稼いで生活の糧にするという方が多いというお話を多く聞いております。
- 委員長（佐々木重勝君） 伊藤委員。
- 委員（伊藤清君） それでさっきもちょっと触れたようなことがありましたけども、宮古で業種によってどの業種が最も低いとされているかわかります。どうでしょうか。わからなければいいです。
- 委員長（佐々木重勝君） お答えできますか。下島野産業支援センター所長。
- 参考人（下島野悟君） 昨年の 12 月のハローワークの資料によりますと、フルタイム的には平均で製造業が比較的低くなっておりますし、あとは製造業並びに不動産業がちょっと低いというふうに数字的には出ております。
- 委員長（佐々木重勝君） 若干請願の内容からちょっと外れてるようですが、その辺も踏まえて質疑をお願いいたします。
- ほかに質疑はございませんか。よろしいですか。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 委員長（佐々木重勝君） ほかに質疑はないようですので、これで質疑を終わります。参考人は退席をお願いいたします。
- 委員長（佐々木重勝君） これから、請願第 3 号に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） 討論はないようですので、ただちにお諮りします。議案第3号は、「採択すべきもの」と決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） 異議なしと認めます。よって、請願第3号は、「採択すべきもの」と決定しました。説明員入れ替えのため、暫時休憩します。

○

## 付託事件審査（2） 議案第27号 宮古市手数料条例の一部を改正する条例

○委員長（佐々木重勝君） 休憩前に続き会議を開きます。

次に、本委員会に付託された議案の審査を行います。なお、議案の提案理由につきましては本会議で説明済みでございますので省略いたします。議案第27号「宮古市手数料条例の一部を改正する条例」を議題といたします。質疑のある方は挙手を願います。質疑のある方は挙手願います。佐々木委員。

○委員（佐々木清明君） 手数料のですけども、改正前が3万6,100円と改正後は3万3,900円。2,200円、安くなってのわけです。下のほうで1万6,200円が1万5000円と1,200円。マイナス2,200円と1,200円。別に下げる必要もなかったのではないかなと私は考えるんですけども。下げた理由について。

○委員長（佐々木重勝君） 下島野産業支援センター所長。

○産業支援センター所長（下島野悟君） この手数料、砂利採取法に基づく手数料でございますけども、これは岩手県から事務移譲を受けている手数料でございます。それで、今般、岩手県も改正するというところで動いておりますので、それに合わせて宮古市も改正するというところでございます。

○委員長（佐々木重勝君） 佐々木委員。

○委員（佐々木清明君） そうすれば県の方でも改定するんで、それに準じて宮古市もやるということですか。はい。了解しました。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員。

○委員（落合久三君） 条例の改正には別に異論はないんですが、なぜ手数料を減らすのかっていう同じ疑問なんですけど、どう言ったらいいか、うん。砂利等を使っているいろんな事業に振り分けていく、そういう事業の需要自体がどんどん減ってきているのか。それともその砂利等の埋蔵量というのか何て言うのかそういうのがもうそういうことから来るものなのか。あえてここでは手数料条例になってるんでね、その背景はどういうことなんだろうね。

○委員長（佐々木重勝君） 下島野産業支援センター所長。

○産業支援センター所長（下島野悟君） 先ほど県からの事務移譲時ということをお話ししました。この砂利につきましては2種類ありまして、河川とその他ということで、河川のほうは県がそのまま事務を行っております。宮古市のほうに下りてきているのがそれ以外ということで、陸砂利ということで、陸にある山から砂利を取ったりとか、そういう河川以外のところから取る砂利の手数料でございます。それで、平成30年の4月1日に国が標準額ということで改正しました。それで、岩手県も合わせてですね、平成30年の4月1日に河川のほうの砂利の手数料を変更しています。その際に権限移譲してる部分については改正は行われなかったということで、今回、あわせて、河川と陸砂利についても同じ金額に合わせてやろうというものでございますが、その背景には、所要コストの見直しということで、申請の際の受付時間が少なくなったとか、あとは現場に行く調査の時間



が減ってきているというのでの所要コストの見直しというふうに聞いておりますし、あとあわせて東北各県と足並みを揃えるというふうに聞いております。

○委員長（佐々木重勝君） 下島野産業支援センター所長。

○産業支援センター所長（下島野悟君） それで昨今の件数でございますけれども、平成30年度、今年度は認可分が3件、変更分が1件、29年度も認可分が3件、変更1件ということで、合計4件前後で推移してるということでございます。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員。

○委員（落合久三君） 変更部分つうのは何。

○委員長（佐々木重勝君） 下島野産業支援センター所長。

○産業支援センター所長（下島野悟君） まず場所の認可申請をして、あとは期間ですね、期間とかの申請があって、採取に掛かる年数とか、あとは現場員とか管理人とかの人の名前の変更とか、いろいろそういった当初と変わった部分についての変更ということでございます。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員。

○委員（落合久三君） 国が去年の4月に改正して。県がね。その際、県は河川の部分は改正したが、移譲分、市町村への委任している部分は手をつけなかったっていうのは、何でそういうちぐはぐなことをやったんだべね。やるからにはちゃんと一緒に。何か意味があるんでないの。ないんですか。

○委員長（佐々木重勝君） 下島野産業支援センター所長。

○産業支援センター所長（下島野悟君） 岩手県から聞いておりますのは、県では従前、河川砂利と陸砂利の手数料の額は別に設定をしていたので、平成30年の4月1日は砂利のみ改定したというお話を聞いておりますので、一緒にやればよかったというのはそのとおりに思いますけども、結果として河川分しか昨年行わなくて、今回1年後に陸砂利の分も変更をかけますということでございます。

○委員長（佐々木重勝君） よろしいですか。そのほか。高橋委員。

○委員（高橋秀正君） 陸砂利、それから、河川、山が市だということなんだども、県は山持ってんのか。山づうが陸砂利の。これ全部委任さってんだべ。したら県は決めっことはねえべ。今の説明は県が決めだづうがら、それさ合わせてやんだづうがらおかしいんでねえがと思ったの。

○委員長（佐々木重勝君） 下島野産業支援センター所長。

○産業支援センター所長（下島野悟君） もともとは県の事務でございますので、大元の県が改正をするということで、それに伴って権限移譲を宮古市は受けておりますので、宮古市の手数料条例でさらに定めるいうものというふうに理解しております。

○委員長（佐々木重勝君） 高橋委員。

○委員（高橋秀正君） それはわがんだども、河川は県で去年の4月1日に改定したよと。それで、山のほうも権限移譲してんだども改定したよ、づうのはどういう意味。

○委員長（佐々木重勝君） 下島野産業支援センター所長。

○産業支援センター所長（下島野悟君） 権限移譲を受けているのは宮古市を含めて県内で5市町村です。ですので、5市町村以外の分は県が事務を行っているというふうに理解しております。ちなみに、この砂利採取法の権限委譲を受けているのが、宮古市、大船渡市、花巻市、一関市、西和賀町の5つになっております。

○委員長（佐々木重勝君） 高橋委員。

- 委員（高橋秀正君） 了解。先にしゃべってもらえば聞くことはなかった。
- 委員長（佐々木重勝君） そのほかございませんか。落合委員。
- 委員（落合久三君） いや、ちゃんと見たつもりでしたが見ませんでしたので、この27の1の条例の左が全体として改正後のやつですが、第2条関係48、ここの文面の括弧して最後の3行に「河川管理者として行うものは除く」ってこう書いてあるんですが、例えば、宮古市内にいろんな河川がありますがね。閉伊川だとか津軽石川とか八木沢川だとか。そういうところは県管理。だけど、もっとちっちゃい、そういうものは県じゃなく、そういう区分で県が、業者が、これこれの工事にこういう砂利を使いたい。については津軽石川のどここのところを掘り起こして使いたいがあつて。仮にね、申請したときに県が手数料をこういうふうにしてきたものをこうするっていう意味だとは思いますが、この河川管理者として行う者を除くっていう意味は、例えば台風10号がきて川床がやっぱり土砂で埋まっっていて、これをある程度浚渫しないとだめだというような場合には、県が河川の管理責任者としてやるものは除くと。あくまでもここで県条例、市の条例で言ってんのはそういうことではなくて、災害復旧的なものは関係なく、業者が事業の必要によって砂利等を採用するときのこれはあくまでもやつなんですよという意味で、念のために、河川管理者として行うものは除くというふうに書いてある、という意味なんだね。
- 委員長（佐々木重勝君） 下島野産業支援センター所長。
- 産業支援センター所長（下島野悟君） 基本的に何かの事業に伴って砂利が必要とするものに対する認可という申請を受け付けておりますので、落合委員の発言の災害復旧とか、そういった災害等の場合は含んでおりません。というか、そういう申請はございません。
- 委員長（佐々木重勝君） ほかに質疑はございませんか。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 委員長（佐々木重勝君） ほかになければ、これで質疑を終わります。
- 委員長（佐々木重勝君） これから、議案第27号に対する討論を行います。討論はございませんか。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 委員長（佐々木重勝君） 討論はないようですので、ただちにお諮りします。議案第27号は、「原案可決すべきもの」と決することにご異議ございませんか。
- 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 委員長（佐々木重勝君） 異議なしと認めます。よって、議案第27号は、「原案可決すべきもの」と決定しました。

---

○

### 付託事件審査（3） 議案第33号 市道路線の認定について

- 委員長（佐々木重勝君） 次に、議案第33号「市道路線の認定について」を議題といたします。質疑のある方は挙手を願います。落合委員。
- 委員（落合久三君） 確認ですが、ここは33の3ページ、起点終点の図が書いてあつて地割起点が176番1地先。終点が182番1地先って書いてあるんですが、ここは県が建てた災害公営住宅のいわゆる敷地のこの外れ、端っこがいわゆる終点になると。で、今までここは、そもそもこういう災害公営住宅をつくる予定は津波前はもろんなかったから、純然たる私有地、私所有地だったのを今度こういう事業を起こして整備した関係で市道に認定するという意味なんです。

○委員長（佐々木重勝君） 中屋建設課長。

○建設課長（中屋保君） こちらのそのとおり、岩手県の災害公営住宅の建築に伴いまして開発行為の許可がありまして、造成された土地でございます。この、災害公営住宅の敷地分につきましては、岩手県のほうが所有しております。その敷地にと申しますか、敷地の前の災害公営住宅前の道路部分につきましては、当初開発行為の協議の中で、所有者がそのまま所有し続けるというような内容で一旦協議が整ったようでございますけれども、その後の事情変更がございまして、所有者の方が市のほうに寄附をしたいということの申し出がございましたので、開発行為におきましては、そういう公共施設は市に帰属するというのが通例のこともありますので、その辺を考慮いたしまして、寄附をお受けして市道として認定しようとものでございます。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員。

○委員（落合久三君） 今何でそこを確認しようと思ったかっていうと、大きい棟が3つ建ってますがね、災害公営住宅。その棟と棟の間もちろん車が入ってきて、あと駐車場に車置いてっていう、その災害公営住宅が3棟、結構なスペースなんですけど、ここを市道認定をしようとしてんのは山田線よりの道路だけで、中はどうなるんですか。

○委員長（佐々木重勝君） 中屋建設課長。

○建設課長（中屋保君） 今委員おっしゃったとおり山田線よりの直線部分のとこだけ市道として認定いたします。中につきましては、あくまでも県営災害公営住宅の敷地内ということでございますので、そちらについては住宅の敷地というふうな整理でございます。

○委員長（佐々木重勝君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） ほかになければ、これで質疑を終わります。

○委員長（佐々木重勝君） これから、議案第33号に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） 討論はないようですので、ただちにお諮りします。議案第33号は、「原案可決すべきもの」と決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） 異議なしと認めます。よって、議案第33号は、「原案可決すべきもの」と決定しました。

○

#### 付託事件審査（4） 議案第34号 市道路線の変更について

○委員長（佐々木重勝君） 次に、議案第34号「市道路線の変更について」を議題といたします。質疑のある方は挙手を願います。

○委員長（佐々木重勝君） 質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） なければ、これで質疑を終わります。

○委員長（佐々木重勝君） これから、議案第34号に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） 討論はないようですので、ただちにお諮りします。議案第34号は、「原案可決すべき

もの」と決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） 異議なしと認めます。よって、議案第34号は、「原案可決すべきもの」と決定しました。

説明員の入れ替えを行います。

○

#### 付託事件審査（5） 議案第28号 宮古市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

○委員長（佐々木重勝君） 次に、議案第28号「宮古市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。質疑のある方は挙手を願います。藤原委員。

○委員（藤原光昭君） はい、それではもう、ちょっと疑問に思う点があんので中身をちょっと仕掛けを教えてくださいんですが、ここに普通であれば、この給水人口が減ると当然こっちも減ってくる。それに伴って、1日のあれも減ってくるのかなど単純に思ってたのが、こういうふうが減る一方で、片っ方は増えると、こういうのがこの図の中を表を見ればあんですが、これは、こういう数字が出てくんのはどういう仕組みがあんでしょうか。この、単純に見れば減れば減ってくると思うんですが、減ったのに増えてるといふ部分。そこら辺を教えてください。

○委員長（佐々木重勝君） 藤田経営課長。

○経営課長（藤田浩司君） 今、藤原委員御指摘の部分は最もなんですけれども、例えば、議案集の28の2ページをご覧いただきたいと思います。28の2ページの1番上に川井簡易水道がございます。変更前が給水人口800人から574人に減少しております。ところが、1日最大給水量は270トンから284、逆に増加になってます。この部分の御指摘だと思うんですけれども、給水人口につきましては、人口減少に伴って減少しているところなんですけれども、給水量につきましては、この現在、川井地域で宮古盛岡横断道路の工事が施工されてまして、そこに係る工事関係の宿舎等がございます。ということで一時的に水道の使用量が増えてるので、人口は減ってるんですけども、使用量が増えて状況があるため、こういう状況が生じております。

○委員長（佐々木重勝君） よろしいですか。そのほか質疑ございませんか。高橋委員。

○委員（高橋秀正君） この水量とか人口っていうのは重変だよな。そうすれば、あと2年後にはまた変更するわけだ。

○委員長（佐々木重勝君） 中村上下水道部長。

○上下水道部長（中村晃君） この条例は事業認可を申請する前提で議会の同意を得たという形で条例を改正して、事業認可をしてきました。事業認可の変更のたびに、人口動態を変更するという条例もあわせて改正し設置していくという手続になりますので議員おっしゃるとおり重変かどうかっていうのは、これは重要な当然事業認可にかかわる事項なんですけれども、2年間っていうよりも事業認可を変更が必要が生じた都度、変更していくと。いうものでございます。

○委員長（佐々木重勝君） 高橋委員。

○委員（高橋秀正君） だから、しゃべればこれはもう統合も何も終わってるよな。事業するためには、統合前に認可受けねばなんねんでねえの。

○委員長（佐々木重勝君） 藤田経営課長。

○経営課長（藤田浩司君） 高橋委員御指摘のとおり事業を起す前に認可の許可をいただきます。従来は認可の

許可をいただきまして事業を実施します。事業数年かかるわけですが、完了後に条例改正を行ってまいりました。議案集の28の1ページにございます第1条の1の項にございます例えば腹帯簡易水道につきましては、平成24年に認可を受けております。川内、去石、田代、箱石につきましては平成26年に認可を受けて、箱石簡水につきましては事業完了しましたが、ほかの簡水につきましては、今も継続して事業を実施している状況でございます。

○委員長（佐々木重勝君） そのほか。高橋委員。

○委員（高橋秀正君） だから、実施する前にやんのが先だべなど。それが、終わってから変えるよと。言ってみれば。なんだ。今年の4月から変えるづうごどになるわけだ。認可を受けた日から施行するづう、遡ってやるづうことか。

○委員長（佐々木重勝君） 藤田経営課長。

○経営課長（藤田浩司君） 議案集の28の3ページに施行の日がございしますが、実はこの施行の日を2つに分けております。28の1ページをご覧いただきたいと思いますが、1の項の腹帯、川内、去石、田代、箱石は既に認可を受けて事業を実施していますことから、こちらのほうは議決いただいた日、公布の日から施行するということとなりますが、28の2ページにございします川井簡易水道につきましては、これから認可の申請を行って、来月3月下旬には認可の許可を受ける見込みでございますけれども、県の指導で川井の簡水につきましては、条例改正も並行して進めるようにという指導がございまして、川井簡水につきましては、厚生労働大臣の許可を受けた日から施行するという、2つに施行日が分けてるものでございます。

○委員長（佐々木重勝君） 高橋委員。

○委員（高橋秀正君） だから、実際は24年に上の表を受けねばなんながったやづ、それやってながったと。しゃべれば。で、今回一緒にやるづうことだ。

○委員長（佐々木重勝君） 藤田経営課長。

○経営課長（藤田浩司君） その通りなんですけれども、従来この条例改正につきましては、事業の認可を申請しまして、その後、国の補助等を受けまして事業を進めるんですが、2、3年かかるわけです。完了まで。で、完成をもちまして、その後に条例改正案を提案させていただいてるのが従来でございました。今回、川井につきましては、県の指導で認可に合わせて並行して条例改正も進めるようにという指導があったもので、川井についてちょっと今までと違ったやり方になったということでございます。

○委員長（佐々木重勝君） 高橋委員。

○委員（高橋秀正君） そこで。県はここまで口出しすんのが。

○委員長（佐々木重勝君） 藤田経営課長。

○経営課長（藤田浩司君） 認可につきましては、給水人口5万人以上となると厚生労働大臣の認可なんですが、現時点ですとそれ以下なものですから、県知事の認可になります。ちなみに、平成31年度に簡水全て上水道へ統合になります。そうすると給水人口は5万人超えますので、5万人を超えた場合は、大臣の認可ということになります。現在は、県知事認可なので県からいろいろ指導を受けて実施しているところでございます。

○委員長（佐々木重勝君） 高橋委員。

○委員（高橋秀正君） そこまではわかったが、この簡易水道づうのは5,000人以下は事務委任して県知事だ。認可がな。その時、これ一つ一つ見つつうど、この文書を見つつうど厚労大臣の認可を受けた日って書がつてつともさ、これ厚労大臣の認可なの。

- 委員長（佐々木重勝君） 藤田経営課長。
- 経営課長（藤田浩司君） 基本的には水道法第10条で第1項で厚生労働大臣の認可とありますが、それで水道法のちょっと90何条、細かいちょっと条文、今覚えておりませんが、そちらのほうで県知事というふうなふうに定義してありますので、5万人以下ということで県知事の認可ということになっております。
- 委員長（佐々木重勝君） 高橋委員。
- 委員（高橋秀正君） 5万人以下で県知事の認可だっってわがってで県知事からもらってんであれば、厚生大臣の認可を受けた日から施行っていうのは違うんでねえがって俺はしゃべってんの。簡単にしゃべれば。だから、書いてあんのがあんでば、ちょっと写し取って見せてけれ。
- 委員長（佐々木重勝君） 藤田経営課長。
- 経営課長（藤田浩司君） すいません。九十何条ではなくて、水道法の第46条でございました。ちょっと読み上げさせていただきます。「この法律に規定する厚生労働大臣の権限に属する事務の一部は政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる」ということで政令で定めるところで、法律的には水道法第10条第1項の規定に規定されているものでございますので、こういう附則になりました。
- 委員長（佐々木重勝君） 高橋委員。
- 委員（高橋秀正君） いやだから、知事の権限はもう1回聞くけども、なんぼって書がってんのや。
- 委員長（佐々木重勝君） お答えできますか。藤田経営課長。
- 経営課長（藤田浩司君） 水道法の施行令のほうに規定がございまして、給水人口の合計が5万人を超えないというふうに規定されています。
- 委員長（佐々木重勝君） 高橋委員。
- 委員（高橋秀正君） だがら、言ってみれば、これ、どこ合わせても宮古は5万人超えねえのや、な。簡易水道は。そうすればみんな県知事だべが。県知事なのに、この10条第1項づうのがさっきの知事だよ、ってしゃべってんだべ。
- 委員長（佐々木重勝君） 藤田経営課長。
- 経営課長（藤田浩司君） 岩手県知事からの認可なんですけれども、認可いただいたときの文書が水道法第10条第1項の規定に基づく認可ということで、知事からいただいているんですが、水道法第10条第1項っていうことになりますと厚生労働大臣が認可するべきもので、それを政令で知事に委任しているということになってますので、法的には水道法第10条第1項の規定ということになると大臣からの認可ということになります。
- 委員長（佐々木重勝君） 高橋委員。
- 委員（高橋秀正君） 簡単な話する。さっきの砂利等の採取ではねえが、事務委任されてれば宮古市長の権限なんだよな。事務委任がされでんもん、この10条第1項でなく別な項目が、これにぶら下がってる知事委任があんだがら。10条第1項の規定ってしゃべってつとも、これさぶら下がってる知事委任だよつづうことは、でねえのがなという。
- 委員長（佐々木重勝君） 藤田経営課長。
- 経営課長（藤田浩司君） 高橋委員が御指摘の部分は、県知事に事務を委任になってますから、水道法施行令第14条の規定により知事が認可っていう表現にすれば妥当ではないかということだと思っておりますけれども。実は、これちょっと法規審査でも話題になったところで、実は私のほうでは今高橋委員さんからの案が出したんですけども、どうしてもやはり法律に基づく認可ってことになるものですから、水道法第10条となると厚生労働大

臣ってということになるということでございます。

○委員長（佐々木重勝君） 高橋委員。

○委員（高橋秀正君） いや、何回も詰まるわけにはいがねえども、認可書は大臣の判子でねえ、県知事の判子だよな。おかしいな。

○委員長（佐々木重勝君） 藤田経営課長。

○経営課長（藤田浩司君） 認可書を後でご覧いただきますけれども、岩手県知事からの認可でございます。知事の判子がついてございます。ただ、認可は水道法第10条第1項の規定に基づき認可するという規定でございます。10条第1項ってというのが厚生労働大臣の許可となっているので、条例上はこういう表現になるということ御理解いただきたいと思えます。

○委員長（佐々木重勝君） よろしいですか。高橋委員。

○委員（高橋秀正君） こういう法律事についてはちゃんとやっぱりやってもらわねえば。誰が認可したんだがわがねえ。判子は別だよ。いや、おかしいんでねえがと。単純に考えて。こういうもう事務委任されてる、10条第1項から委任されてるっていうのはわがってんだから。だから、水道法の括弧書きがあるように、ここさ括弧書きでもしとがねえばなんねえべ。

○委員長（佐々木重勝君） 藤田経営課長。

○経営課長（藤田浩司君） 繰り返しになって申し訳ないんですけども、どうしても認可が法律に基づく認可です。この第10条第1項の規定、そこを読むと厚生労働大臣の認可ってことになるので。どうしても条例上はこう表現しなければならないという考えでございますのでご理解いただきたいと思えます。

○委員長（佐々木重勝君） 高橋委員にお聞きしますが、まだまだ納得するまでですか。

○委員（高橋秀正君） 下川井飲料水供給施設から供給している生活用水に係る料金。これ何のこと言ってんの。掻い摘んで。

○委員長（佐々木重勝君） 藤田経営課長。

○経営課長（藤田浩司君） この附則の第2っていうのは、すごくわかりづらい表現になってます。確かに。これの意味するところは、川井簡水に下川井飲供が取り込まれるわけですけども、実際に平成28年の台風10号災害で、災害復旧でもう既に川井簡水に結ばれてる状況ですが、今回認可を変更を申請をするための改正なんですけれども、これの今来月3月下旬に認可が届きます。そうするとその日から施行なんですけれども、来年4月に水道料金が発生する分っていうのは、3月中に使った水道料金っていうことになって、3月中が認可を受ける前と認可を受けた後の何日か分に分かれてしまうことになるので、それはまとめて簡易水道の川井簡水の収入になりますよ。飲料水供給施設のほうの収入ではなくて、4月分、3月に使った分は全て川井簡水の収入と見なすという規定でございます。

○委員長（佐々木重勝君） 高橋委員。

○委員（高橋秀正君） 了解。わがだども飲供から簡水に変わる。飲供は安いだったが。

○委員長（佐々木重勝君） 藤田経営課長。

○経営課長（藤田浩司君） 飲供すべてではございません。下川井飲供は簡水と同じ料金でございます。

○委員長（佐々木重勝君） 高橋委員。

○委員（高橋秀正君） 了解。わかりました。それから、さっき、もう1回。藤原委員が聞いた、何で大きいんだや、つづうこどなんだども、仮に1日最大水道人口を比べたとき、100リッター以上多いんだよな。みんな。

仮にひとつ腹帯簡易水道で挙げて見つと、あそこに宿舎なんかねえんでねえが。

○委員長（佐々木重勝君） 藤田経営課長。

○経営課長（藤田浩司君） 今、腹帯簡易水道の部分でございますけども、先ほど説明したのは川井簡水のほうを一般的な部分で説明させていただきました。ほかの簡水につきましては、給水人口が減れば総じて最大給水量も減るだろうっていう高橋委員の御指摘だと思うんですけども、生活様式も変わってきてまして、トイレなどが水洗化されてきてます。だから、給水人口が減ったわりに使用水量が比例して下がってないっていう現状もございますので、実績に基づく算定というか現状になっております。

○委員長（佐々木重勝君） 高橋委員、よろしいですか。

○委員（高橋秀正君） 別の機会に聞く。

○委員長（佐々木重勝君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） ほかになければ、これで質疑を終わります。

○委員長（佐々木重勝君） これから、議案第 28 号に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） 討論はないようですので、ただちにお諮りします。議案第 28 号は、「原案可決すべきもの」と決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） 異議なしと認めます。よって、議案第 28 号は、「原案可決すべきもの」と決定しました。

昼食のため暫時休憩します。

午前 1 時 5 2 分 休憩

午後 1 時 0 0 分 再開

○委員長（佐々木重勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで高橋委員から何か発言の申し出があります。高橋委員。

○委員（高橋秀正君） 先ほどの 28 号の議案の説明の時。藤田課長。簡易水道は 5 万人以上ってしゃべったども、あれ 5000 人だよな。そこ訂正してけろ。

○委員長（佐々木重勝君） 藤田経営課長。

○経営課長（藤田浩司君） 午前中の説明で私が 5 万人って申し上げましたのは、今度、平成 31 年度に入りまして、簡易水道は全て廃止して上水道 1 本になります。そのときの全部のトータルの給水人口が 5 万人以上になりますことから、5 万人以上になると認可は厚生労働大臣の認可になるということで申し上げたものでございます。

○委員長（佐々木重勝君） よろしいですね。高橋委員。

○委員（高橋秀正君） 今のは何。上水道が 31 年から上水道に全部なるつづうことか。

○委員長（佐々木重勝君） 藤田経営課長。

○経営課長（藤田浩司君） はい。31 年の 9 月か 12 月に条例改正案を提案したいと思っております。

○委員長（佐々木重勝君） 高橋委員。

○委員（高橋秀正君） 俺もわかんねえんだども、今までは区域ごとにとってだった。それ市一本になるつづうご



どか。これから。市で一本になれば5万人以上だと。なんねえ場合は、もう、どっこもそうなんのが。

○委員長（佐々木重勝君） 藤田経営課長。

○経営課長（藤田浩司君） 簡易水道事業の統合計画というのを、平成21年度に出しておまして、それに基づいて簡水統合事業、簡水で実施しております。その計画の中で、上水道へ統合するという事になってます。人口3万人以上の市町村は、平成28年までに上水統合するよう総務省のほうから指導があったんですが、東日本大震災の影響で3年間統合延長がなされまして、平成31年度までに統合することになります。今回、1月に新たに総務大臣から通知が出ておまして、人口3万人以下の市町村についても、平成35年までには法適化するというのが義務づけられてるという状況もございます。以上です。

○委員長（佐々木重勝君） はい。いいですか。高橋委員。

○委員（高橋秀正君） そうすれば、仮に重茂みでえな別なども統合するつづうことが。

○委員長（佐々木重勝君） 藤田経営課長。

○経営課長（藤田浩司君） 現在の宮古市は上水が1つ。簡水が12。それから飲料水供給施設も下川井も含めて12ございます。そのうち、上水道へ統合するのは12の簡水と飲料水供給施設のうちの8つを上水道一本化ということになります。

○委員長（佐々木重勝君） 高橋委員。

○委員（高橋秀正君） 統合するつづうのはわがったが、今の現段階では、これは5,000人規模でやってるつづうごどだよな。さっきの5万人つづうのは一つになったときだから違うよな。さっきの条例案の説明の時。条例案の時は、28号のときは5,000人なんだべ、な。さっき説明は5万人つづうしてしゃべったもん。だから今度統一すれば、統合すれば5万人規模。要するにおらほうがらは簡易水道はなくなるつづうごどだよな。

○委員長（佐々木重勝君） どうですか。一応議決いただいたんで、整理してもらって後から報告いただいたらどうでしょうか。この件については。大丈夫ですか。高橋委員、どうですか。藤田経営課長。

○経営課長（藤田浩司君） 今、高橋委員がおっしゃったとおり、簡易水道は5,000人ということでございます。私が午前中の説明の中で、もし、そこ5,000人と5万に誤ったところがあれば訂正させていただきたいと思えます。

○

**付託事件審査（6） 議案第29号 宮古市水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例**

○委員長（佐々木重勝君） それでは、議案第29号「宮古市水道の敷設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術者技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。質疑のある方は挙手願います。藤原委員。

○委員（藤原光昭君） ここに専門職大学前期課程と、これが新しくここに入るわけですが、この課程、これの説明をしていただきたいというふうに思います。

○委員長（佐々木重勝君） 藤田経営課長。

○経営課長（藤田浩司君） 今回の学校教育法の改正で大学制度の中に専門職大学の制度、施行が4月1日からですけれども制度を設けられます。専門職大学の課程が4年一貫性のほかに4年の課程を前期が2年もしくは3年、そして後期が2年もしくは1年に区分する学科を設けることができるつづうことになるようです。その

うち前期課程を修了した者については、短期大学を卒業したものに相当すると見なすということの規定のよう  
でございます。

○委員長（佐々木重勝君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） ほかになければ、これで質疑を終わります。

○委員長（佐々木重勝君） これから、議案第 29 号に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） 討論はないようですので、ただちにお諮りします。議案第 29 号は、「原案可決すべき  
もの」と決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） 異議なしと認めます。よって、議案第 29 号は、「原案可決すべきもの」と決定しまし  
た。

暫時休憩します。

午後 1 時 0 9 分 休憩

午後 1 時 2 5 分 再開

○委員長（佐々木重勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

中村上下水道部長。

○上下水道部長（中村晃君） 先ほどの 28 号議案の中で、高橋委員から許可の権限が岩手県知事にあるという御指  
摘をいただきました。我々もちょっと精査したところ、それはやはり岩手県知事に訂正したいと。しなければな  
らないということで、間違いがあったということ委員会の方に御報告いたします。今後の議事運営につきま  
しては、事務局のほうから説明があると思いますが、いずれ大変御迷惑をおかけいたしました。本議会中の審査  
を可決するように調整してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（佐々木重勝君） それではですね、事務処理の扱い方について事務局のほうから説明をお願いいたしま  
す。菊地事務局長。

○事務局長（菊地俊二君） 今の上下水道部長より発言がございました。その件につきまして、一度 28 号につい  
ては委員会のほうで採決をした事項でございます。取り扱いについて、高村主査のほうから今後の取り扱いにつ  
いて説明をいたしますので、よろしく願いいたします。

○委員長（佐々木重勝君） 高村主査。

○主査（高村学君） それでは取り扱いにつきまして御説明したいと思います。まず今回の議案 28 号につきまし  
ては、誤りがあったということで、これにつきましては市長名で委員長のほうにですね、訂正の申し入れがある  
と。委員長経由で最終的には議長に訂正を申し入れると。その訂正につきましては本会議で議決が必要になりま  
すので、27 日に議長が 28 号の訂正についてまずお諮りすることになります。それが、皆さんで許可、許  
可とかよろしいということになれば改めてまた委員会のほうで審査ということになります。ですので、議案  
第 28 号は、27 日以降の審査ということになります。よろしく願いいたします。

○委員長（佐々木重勝君） 委員の皆様よろしいでしょうか。高村主査。

○主査（高村学君） まず議案第 28 号、今日の分はちょっと 1 回保留でお願いしたいということです。訂正をま  
ず 1 回かけなきゃいけないです。訂正については本会議に 27 日の本会議で訂正をします。訂正を受けて改めて 27 日

以降にもう1回審査をします。はい。という手順でお願いしたいと思います。

○委員長（佐々木重勝君） よろしいですか。高村主査。

○主査（高村学君） 先ほど委員会のほうで決定したというか、可決、委員会では可決ということですが、その可決をもってその訂正を拒むことはできないということになってますので、改めてその訂正した分、正しい部分で審査を再度お願いしたいということになります。

○委員長（佐々木重勝君） 落合委員。

○委員（落合久三君） そういう意味で、保留じゃなくて議決したわけさ。そして、それが今さっき言ったような中身に齟齬があるから、もう1回当局も訂正し直したものを本会議にちゃんとやって、そこで了解を得た上で訂正したものを改めて個々の委員会で付託案件としてもう1回議論するという意味で。だから保留つうんじゃないでしょ。

○委員長（佐々木重勝君） 高橋委員。

○委員（高橋秀正君） いや、それで本会議に修正案が出るっていうのはオーケーなんだが、25日が議案の特別委員会だよな。予算特別委員会初日分。予算のほうか。

○委員長（佐々木重勝君） 高村主査。

○主査（高村学君） まず今日の審査してる議案につきましては27日に委員長報告となりますけども、この議案第28号につきましては訂正がありますので、27日に訂正をします。なので、28号を除いた部分の委員長報告という形になります。この訂正については委員長報告の前に行くと。委員長報告前に訂正を1回して、それから、この議案28号除いた分の委員長報告をするという流れです。

○委員長（佐々木重勝君） それでは、ただいまお話ししたとおり議案第28号について訂正になり、後で審査いただくということで、本日は当委員会に付託された請願並びに議案の審査は終了いたしました。

お諮りします。2月27日の本会議における委員長報告につきましては、先ほど申しましたように28号を除いた中で委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木重勝君） 異議なしと認めます。

なお、請願第3号が本会議で採択された場合の意見書案については、会期中に改めて委員会を開催のうえ協議したいと思います。

以上で付託事件審査を終了します。

午後1時33分 休憩

○

宮古市議会産業建設常任委員会委員長 佐々木重勝